

## 令和4年第三回八丈町議会定例会会議録

### 議事日程（第2号）

令和4年9月6日（火曜日）午前9時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第61号 町道の路線の廃止及び認定について
- 第 3 議案第62号 八丈町立大賀郷中学校特別教室等空調設置工事請負契約
- 第 4 議案第63号 八丈町コミュニティセンターA棟外壁・防水改修工事請負契約
- 第 5 議案第64号 令和3年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定について
- 第 6 認定第 1号 令和3年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について
- 第 7 認定第 2号 令和3年度八丈町病院事業会計決算認定について
- 第 8 認定第 3号 令和3年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定について
- 第 9 報告第 5号 令和3年度八丈町水道事業会計継続費精算報告について
- 第10 報告第 6号 令和4年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）について
- 第11 発議第 2号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第12 議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

---

### 出席議員（12名）

1番	宮崎陽子君	2番	浅沼隆章君
3番	山下則子君	4番	山本忠志君
5番	冲山恵子君	6番	菊池良君
8番	山下巧君	9番	岩崎由美君
10番	金川孝幸君	12番	小澤一美君
13番	浅沼憲春君	14番	奥山幸子君

### 欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	山下奉也君	副町長	山越整君
公營企業 管理 課長	佐々木眞理君	教育長	佐藤誠君
企画財政 課長	和田一宏君	総務課長	高野秀男君
総務課 課長補佐	山下進君	税務課長	福田高峰君
住民課長	佐藤真一君	福祉健康 課長	奥山勉君
福祉健康 課長補佐	大澤知史君	建設課長	瀬筒国治君
産業観光 課長	大川和彦君	会計課長	田村久美君
企業課長	菊池拓君	教育課長	菊池良君
消防長	菊池邦彦君	病務院長 企務課長	菅原宏幸君
代表委員 監査委員	浅沼拓仁君	企務課長 財政係 企務課長	沖山晃君
企業課長 經理係	岡野豊広君	企務課長 水浄係 企務課長	桜庭郁也君
企業課 水浄係 主査	関村優子君	教育課長 庶務係	菊池和樹君

事務局職員出席者

事務局長	高橋太志君	庶務係長	山本良太君
書記	山下智子君	書記 (録音)	西野めぐみ君

---

◎開議の宣告

○議長（奥山幸子君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しております。

よって、令和4年第三回八丈町議会定例会2日目は成立いたしました。

（午前 9時00分）

---

○議長（奥山幸子君） ここで、ご報告申し上げます。

入院中だった八丈町議会議員、小川 一さんがお亡くなりになりました。昨日に続き、このようなご報告となったこと、誠に残念でなりません。ここに故人のご冥福をお祈りし、黙禱をささげたいと存じます。

皆様、ご起立をお願いいたします。

黙禱。

黙禱を終わります。ご着席ください。

---

○議長（奥山幸子君） 議案説明のため、町長、副町長、公営企業管理者、教育長、監査委員、各課長及び職員の出席を求め、議事公開の原則に基づき、傍聴人、報道関係者の入場も許可してございます。

---

○議長（奥山幸子君） これより会議に入ります。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（奥山幸子君） 日程第1、会議録署名議員に8番、9番議員を指名いたします。

---

◎議案第61号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第2、議案第61号 町道の路線の廃止及び認定についてを上程いたします。

説明、建設課長。

○建設課長（瀬筒国治君） 皆さん、おはようございます。

資料の 8 番をお願いいたします。

議案第 61 号 町道の路線の廃止及び認定について。

上記議案を提出する。

令和 4 年 9 月 5 日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

道路の管理上、廃止及び認定する必要があるので、本案を提出します。

1 枚おめくりください。

町道の路線の廃止及び認定について。

道路法第 10 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定に基づき、町道路線を次のとおり廃止し、認定します。

よって、同法第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求めます。

表の中をご覧いただきたいんですけども、廃止路線が 2089 から 2186 までの 3 路線、認定路線が 3153 の 1 路線となっております。

資料のほうを 1 枚おめくりいただきますと、初めに廃止路線の図面が示してあります。赤く塗ってあるところが今回の廃止路線となります。

まず、一番左の 2186 につきましては、これはちょっと私どもの手違いというか、6 月議会で本来廃止をしなければいけない区間だったのが、ちょっと漏れておりましたので、現在新しく再認定したところと重複していることから、今回改めて廃止とさせていただきたい路線であります。

また、2089 と 2090 につきましては、これは大賀郷園地の中を通っている町道ということで、底地の譲与申請が、先日、国との、都を通してですけども完了しましたので、今回東京都との協議を終えて廃止ということになっております。

1 枚おめくりいただきますと、次の資料が認定道路の図面です。こちらは旧三原林道の入り口のところでですけども、今回、現在檜立中之郷線の橋台の工事をしているところの道路でございます。檜立中之郷線が完了した後に、檜立中之郷線に取り付ける道路を道路事業として認定をして、補助対象とすることを目的として、今回道路の認定とさせていただきたいと思っております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第2、議案第61号 町道の路線の廃止及び認定については、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第62号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第3、議案第62号 八丈町立大賀郷中学校特別教室等空調設置工事請負契約を上程いたします。

説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） 書類番号の9をお願いいたします。書類番号の9でございます。

議案第62号 八丈町立大賀郷中学校特別教室等空調設置工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和4年9月5日。提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町立大賀郷中学校特別教室等空調設置工事請負契約。

八丈町立大賀郷中学校特別教室等空調設置工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

- 1、契約の目的、八丈町立大賀郷中学校特別教室等空調設置工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、金6,050万円。
- 4、契約の相手方、東京都八丈島八丈町大賀郷3115番地、株式会社勝電技研、代表取締役、

奥山勝也。

5、支出科目、これについては省略をさせていただきます。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

この工事の工期につきましては、令和5年3月17日となっております。

内容については教育課長が説明をいたします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 次のページをお願いいたします。

大賀郷中学校1階の平面図、次のページが2階の平面図になります。

今回の工事は、1階、2階の特別教室、理科室や家庭科室など9室に空調機器、エアコンを設置する工事、それから電気使用量の増加に伴い、キュービクル等の改修工事を併せて行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

4番。

○4番（山本忠志君） この大中の特別教室の空調工事については大変心配してしまして、他の2つの中学校については、既にもう、まだ工事中なのかもしれませんが、本当はこの夏に間に合うと一番よかったと思うんですけども、なぜこんなにちょっと遅れて今契約という、この辺の事情についてお聴かせください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） ほかの三原中学校、富士中学校も工事が現在進行中でありまして、この3つの中学校の工事の発注を4月中に入札を行う予定でございました。富士中と三原中に関しましては、議会案件ではございません。ですので、そのまま落札して工事に入りました。

この大賀郷中学校の工事に関しましては、同時期に現場説明を行ったところ、発注図面と現場の現行の配電盤の図面が違うということを指摘されまして、入札を行う前に入札を取りやめて、改めて再設計といたしますか、再積算をしたものです。

この原因としましては、数年前、10年ぐらい前ですか、大賀郷中学校の照明設備を設置し

たことがあります。そのときに配電盤の改修を行ったんですけれども、これが普通は学校設備ですと庶務係が担当して、そこに書類が残るんですけれども、別の係が担当して照明を建てた。その配電盤等の改修の記録が継承されていなかったということが分かりまして、今回改めて工事請負契約を提出するものでございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） ありがとうございます。そういう事情があったとは私は知らなかったですね。でも、それは学校施設設備の管理という点でいうと、もうちょっとしっかりやってもらわないと困るなということで、生徒たちもそうですし、地域住民の信頼、それから町に対する共感という点でも、これからはちょっと注意して設備の管理をお願いしたいと思います。

これで結構です。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第3、議案第62号 八丈町立大賀郷中学校特別教室等空調設置工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議案第63号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第4、議案第63号 八丈町コミュニティセンターA棟外壁・防水改修工事請負契約を上程いたします。

審議に入る前に、地方自治法第117条の規定により、12番、小澤一美さんの退席を求めます。

○議長（奥山幸子君） 休憩いたします。

(午前 9時12分)

---

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

(午前 9時15分)

---

○議長（奥山幸子君） 説明、企画財政課長。

○企画財政課長（和田一宏君） ただいまの資料の続きになります。

議案第63号 八丈町コミュニティセンターA棟外壁・防水改修工事請負契約。

上記議案を提出する。

令和4年9月5日。提出者、八丈町長、山下奉也。

次のページをお願いいたします。

八丈町コミュニティセンターA棟外壁・防水改修工事請負契約。

八丈町コミュニティセンターA棟外壁・防水改修工事施行のため、下記のとおり請負契約を締結する。

記。

1、契約の目的、八丈町コミュニティセンターA棟外壁・防水改修工事。

2、契約の方法、指名競争入札による契約。

3、契約金額、金5,775万円。

4、契約の相手方、東京都八丈島八丈町三根181番地5、有限会社沖山興業、代表取締役、小澤智彦。

5、支出科目については省略いたします。

説明。

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めます。

こちらにつきましては、工期は令和5年2月28日となっております。

内容については教育課長が説明いたします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 次のページをお願いいたします。

八丈町コミュニティセンターA棟の立面図になります。

A棟というのは、ボウリング場や図書館が入っている一番大きな建物で、この立面図は建

物を西側と南側から見た立面図です。正面玄関がある側から見ております。

次のページの立面図は、東側と北側から見ております。

今回の工事契約は、この建物の長寿命化計画に基づいて、外壁の改修、塗装、それから防水工事を行うものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第4、議案第63号 八丈町コミュニティセンターA棟外壁・防水改修工事請負契約は、原案どおり可決いたしました。

12番、小澤一美さんの復席を求めます。

（12番 小澤一美君 復席）

---

◎議案第64号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第5、議案第64号 令和3年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号10をお願いします。

議案第64号 令和3年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定について。

令和4年9月5日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第32条第2項の規定により、利益の処分について、議会の議決を求めます。また、同法第30条第4項の規定により、令和3年度八丈町水道事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

まず初めに、管理者から決算概要を申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 公営企業管理者。

○公営企業管理者（佐々木眞理君） おはようございます。

決算認定に当たりましては、私のほうから、それぞれの会計の冒頭に概要を報告させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、公営企業の会計でございますけれども、全体共通することですけれども、依然として厳しい状況が続いております、一般会計からの基準内、また基準外の繰入れをいただきながら均衡を保っているところでございます。そういった中で、1年を振り返ってみて、コロナからの一定の回復というのは見られた部分はございますけれども、まだまだ経営を含めた様々な面で、コロナの影響というのは否めないというのが1年を振り返っての状況でございます。

それでは、水道会計について概要をご報告いたします。

資料といたしましては、企業会計の決算審査資料、ホチキス留めのものがございますので、そちらを見ていただければと思います。

細かいところまでは説明いたしませんので、よろしく願いいたします。

水道会計でございますけれども、島の人口が減少していることに伴いまして給水人口のほうも減少しており、7,000人を割り込むこととなりました。

給水水量につきましても、上半期は前年度より増加傾向が見られましたけれども、最終的には1万1,000立米、約1%の減となったところでございます。

料金収入のほうでございますけれども、コロナの影響に伴う経済対策としての官公庁を除く水道無料制度、これが令和3年度の4月から令和4年1月までの10か月間にわたり実施されてございます。その関係で、給水収益が数字上は大きく減ってございますけれども、その分、一般会計の補助として対応した金額を頂いているところでございます。

資金不足補填、赤字補填のことですけれども、この補助金につきましては、令和2年度は

3,000万円を頂いたところでございますけれども、令和3年度につきましては事務職員を減員し、また工事担当職員の人件費、これを資本的支出に移すことができたために経費削減となり、赤字補填を頂かなくても済むこととなりました。

設備投資につきましては、現在、大川浄水場の改修が本格的に始まってございます。建築工事の部分では、全国的な資材高騰などの理由によりまして、入札が数回不調になるといったこともございましたけれども、ようやく令和4年1月に着工でき、現在、早期完成に向けて鋭意努力をしているところでございます。

最後になりますけれども、数年来、監査委員からのご意見をいただいている水道料金の改定のことでございます。こちらにつきましては、我々としても今検討を進めてございます。

水道事業におきましては、安全・安心な水を提供するため、この大川浄水場改修のほかにも、長期的事業である老朽管の更新、その他、施設整備が多々控えてございます。これらを実施するためには、国庫補助、起債等を活用することはもちろんでございますけれども、自己財源の確保というのも重要でございます。そのためには、一定水準の純利益、これを出しておかなければなりません。

そこで、町といたしましては、12年間据え置いてきた水道料金の値上げにつきまして、検討を進めているところでございます。方針も固まりつつございますので、議会の皆様に説明する場を別途設けさせていただきたいと考えてございますので、よろしく願いいたします。

私からの概要報告は以上になります。

この後、詳細につきましては課長から説明をさせます。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） それでは、水道事業会計決算書をお願いいたします。

1ページをお願いします。

令和3年度八丈町水道事業会計決算報告書。

収益的収入の決算額は4億5,047万4,831円になります。内訳といたしまして、第1項営業収益7,005万5,793円は、令和2年度と比較いたしまして、消費税抜きで1億8,000万円ほど減額となっています。第2項営業外収益につきましては3億7,813万4,686円で、コロナによる水道料金補助の一般会計補助金分が増となっています。第3項特別利益228万4,352円は、固定資産売却益です。

次に、収益的支出の決算額につきましては4億1,227万7,251円となりました。内訳といたしましては、第1項営業費用3億9,266万2,037円、職員の人件費、施設維持管理費、減価償

却費、固定資産除却費が主なものになります。第2項営業外費用1,961万5,214円、企業債の利息です。

次のページをお願いします。

資本的収入の決算額は4億7,820万8,856円で、内訳といたしましては、第1項企業債1億900万円、第2項一般会計補助金1,702万2,000円、これは企業債の元金償還金及び大川浄水場改修事業に対するもので、公営企業繰り出し基準によるものです。第3項国庫支出金は3,679万6,000円、大川浄水場改修事業に係るものです。第4項都支出金2億9,691万3,000円、大川浄水場改修等に係るものになります。

次に、資本的支出の決算額4億3,516万262円。資本的支出の内訳としましては、第1項建設改良費3億19万8,910円で、主な工事としましては配水管等布設工事そのほか8件で、工事の状況は23ページからの令和3年度水道事業報告書の26ページに記載しております。第2項企業債償還金1億3,496万1,352円、3年度末の水道事業の起債残高は22億764万8,100円となっています。

なお、令和4年度に繰り越される支出の財源に充当する額1億6,993万5,000円を除いた資本的収入額が、資本的支出額に対して不足する額1億2,688万6,406円は、当年度分消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金、減債積立金で補填いたしました。

次のページに移ります。

損益計算書につきましては、1、営業収益、3、営業外収益、5、特別利益を合計した収益は4億4,085万3,586円で、2、営業費用、4、営業外費用を合計した費用は4億1,114万4,438円となり、差引き2,970万9,148円の純利益がありました。その他未処分利益剰余金変動額と合わせると、当年度未処分利益剰余金は3,216万2,173円となっております。

次の4ページをお願いします。

下の表の剰余金処分計算書（案）ですが、当年度未処分利益剰余金3,216万2,173円のうち、3年度末純利益分2,970万9,148円を減債積立金へ積み立て、245万3,025円を資本金に組み入れるものです。

今後も安全で安定した水を供給するため、施設整備と維持管理に万全を期しながら事業を行っていきます。

続いて、八丈町債権管理条例第14条に基づき実施した令和3年度水道事業会計の私債権放棄についてご報告いたします。平成28年度から令和3年度までの所在不明4件、所有者死亡35件、計39件2万60円の債権を放棄いたしました。

続いて、令和3年度水道事業会計資金不足比率をご報告いたします。令和3年度についても資金不足はありませんでした。数値については、監査委員による令和3年度八丈町資金不足比率審査意見についてご確認ください。

以上で終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

10番。

○10番（金川孝幸君） 決算書の水の14ページ、ここの施設改良費の給料、予算額に比べて決算額は半額以下なんですけれども、この事情等を教えていただければ。

○議長（奥山幸子君） 企業課長でいいのかな。少しお待ちください。

企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） こちらの備考欄に書いてあります1,595万3,000円は、節の給料、手当、法定福利費、賞与引当金等を足した金額となっております。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第5、議案第64号 令和3年度八丈町水道事業会計利益の処分及び決算認定については、原案どおり可決、認定いたしました。

---

◎認定第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第6、認定第1号 令和3年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 資料番号10の次のページをお願いします。

認定第1号 令和3年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定について。

令和4年9月5日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算を監査委員の意見をつけて、認定に付します。

初めに、管理者から決算の概要を申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） それでは、続きましてバス会計の概要をご報告申し上げます。

決算審査資料の2ページになります。

バス会計につきましては、依然としてコロナの動向で大きく左右されている、振り回されていると、そういった状況が続いてございます。そういったこともございまして、一般会計からの赤字補填は、令和3年度8,500万円を頂くことになりました。

まず、そういった中で、労務関連におきましては、今後の貸切り需要を見込みまして、バスガイドを1名採用いたしました。運転手につきましては、今後の退職等を見据えて2名採用しているところでございます。バスガイドにつきましては、一時5名体制ということになっていたんですけれども、年度末に1名退職したために元の4名に戻ってございまして、現在バスガイドを募集中でございます。もし知り合いの方がいらっしゃれば、ぜひ応募していただければと思っているところでございます。

一方、運行の状況でございますけれども、まず貸切りにつきましては、上半期はコロナの影響でほとんど予約がございませでした。10月以降の下半期には、コロナが落ち着いてきたこともございまして予約も増え始めており、最終的な運行回数は586回ということで、令

和2年度の1.5倍になってございます。職員のほうも、これに対応するよう頑張ってきたところでございます。

一方、乗り合い、路線バスのほうでございますけれども、利用者が8万人弱ということで、令和2年度を若干下回ってございます。こちらにつきましては、やはりコロナの影響というのがあるものと思っているところでございます。

設備投資の部分でございますけれども、ご存じのとおり旧町役場跡地を都道が通る計画でございます。そのため、バス事務所の移転工事を進めてございます。

現在の観光協会の横に、中型バス3台が格納できる車庫と、乗務員、運転手、バスガイドになりますけれども、の休憩できる部屋を併設した事務所、バスの営業所でございますけれども、これを建設いたします。こちらのほうも、資材の高騰などによりまして入札の不調が相次ぎまして、ようやく本年度になって契約を締結することができたという状況でございます。

バス事業につきましては、やはりこのコロナの収束によりまして収益のほうにも影響してまいります。コロナが収束することを期待しているところでございます。

私からの報告は以上となります。よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） それでは、水色のページの次の1ページをお願いします。

一般旅客自動車運送事業会計決算書をお願いいたします。

令和3年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算報告書。

収益的収入の決算額は1億4,711万3,447円となっています。内訳といたしましては、第1項営業収益5,341万9,726円、令和2年度と比較いたしまして税抜きで1,299万円ほど増収となっています。新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、貸切りがやや回復したことによるものです。第2項営業外収益につきましては9,131万1,619円で、主なものは一般会計補助金です。第3項特別利益238万2,102円は、過年度の損益の修正によるものです。

次に、収益的支出の決算額ですが、1億4,396万8,161円となりました。内訳といたしましては、第1項営業費用1億4,293万7,601円、職員の人件費、車両維持管理費、運行管理費、減価償却費が主なものとなっています。第2項営業外費用103万560円、企業債の利息、消費税納付額になります。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

資本的収入につきましては、一般会計繰入金の1,500万円となっております。資本的支出の決算額は1,957万4,420円となり、内訳は第1項建設改良費、バス事務所、車庫建設に伴う測量、地質調査、設計委託料です。第2項企業債償還金、3年度末の起債残高はありません。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額457万4,420円は、当年度分消費税資本的収支調整額、当年度分損益勘定留保資金で補填しております。

次のページ、3ページをお願いします。

損益計算書につきましては、1、営業収益、3、営業外収益、5、特別利益を合計した収益は1億4,318万8,887円で、2、営業費用、4、営業外費用を合計した費用は1億4,146万6,601円となり、差引き172万2,286円の当年度純利益がありました。前年度繰越欠損金を加えると、当年度未処理欠損金は445万510円となっております。

次のページ、4ページをお願いいたします。

下の表の欠損金処理計算書（案）ですが、3年度未処理欠損金445万510円を未処理のまま繰越しいたします。

令和3年度も新型コロナウイルス感染症の影響はありましたが、引き続き安全・安心な輸送サービスを提供していきたいと思っております。

続いて、令和3年度一般旅客自動車運送事業会計資金不足比率をご報告いたします。令和3年度についても資金不足はありませんでした。数値については、令和3年度八丈町資金不足比率審査意見についてご確認ください。

以上で終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

2番。

○2番（浅沼隆章君） 運の3ページ、営業外収益の一般会計補助金9,100万と、一般会計からの赤字補填のための補助金の金額が8,534万4,000円。コロナということもあって、こういう一般会計からの赤字補填というのは、ある程度はしようがないと思うんですけども、一つお伺いしたいんですけども、このコロナ禍にあっても何か対策をしたのかどうかというところ、いわゆる営業利益を上げるための努力等をされたのかどうかをお伺いします。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） コロナ禍においては、予約が入っていたものについても、次々キャンセル等で消えてしまいました。その中で、こちらから営業をかけるというのはなかなか難しいことでありまして、非常に厳しい状況で貸切り等運行をしていた状況が続いてきました。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） このコロナ禍というのは、どこの企業も結構厳しい状態がずっと続いていて、特にこういう自動車運送事業というのは、もう本当に厳しい状態が続いていたと思います。

でも、その中で、やっぱり生き残るために一生懸命改善策とか、今後もし本当にこれが落ち着いたら、新しいサービスを行うとか、何かいろいろ、この期間に考えて行っている事業者もすごく多かったと思うんですね。そういう中で、この八丈町の運送事業としては何をしたのかということをお伺いしたいんですけれども。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 八丈町としては、コロナの状況においても、取りあえず来る者は拒まずという態勢で、予約に関しては、コロナだからといって断るということは一切いたしませんでした。その代わりに、職員についても健康管理のほうを徹底して、いつでも貸切りの運行ができるような態勢を取っておりました。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 私のほうから見ると、例えばこの間に路線変更をして、底土海水浴場のほうに行けるようにしたとか、それも多分利用率向上のためだとか、そういうこともあったと思うんですね。逆に言うと、そういう話が聞きたかったんですけれども、それ以上に、もっとやれたことってたくさんあったと思うんですね。

まだコロナは続きます。団体客がいっぱい来るといっても限られていないので、さらに一般会計からの赤字補填の補助金というのが、なるべく少なくなるように努力していただきたいと思いますので、こちらは要望です。よろしくお願いします。

○議長（奥山幸子君） ほかに。

5番。

○5番（沖山恵子君） 先日、久々に私、多分役場から末吉までですか、バスに乗ったんですね。そうしたら、珍しくというか、十何人お客さんが乗ってまして、そのうち半分以上が

バスパの利用客だったんですね。途中で乗ったお客様は、バスパと言って勝手に乗って温泉まで行かれたんですけども、コロナ禍は温泉はまずやっていないですし、バスパの利用客も大分減ったと思うんですけども、その辺バスパをなるべく使いやすくということで、いろいろ宣伝していると思うんですけども、この3年度決算においては、どんな感じだったのかなというのを教えてください。

あと、もう一個、久々に乗ってよかったなと思うことが、行きながら観光ガイド、路線バスですよ、路線バスなんですけれども、玉石垣がどうですよとか、この辺は何かですよとか、バス停の案内の合間合間に、ちらちらと観光客相手のガイドのテープが流れていて、あっ、なかなか面白いなど、頑張っているなと思ったので、それはいいんじゃないかなと思って、ちょっと報告がてら話をさせていただきました。

あと、バスパのほうの利用状況。

あと、確認なんですけれども、今島民も買えるんでしょうか、バスパって。お年寄りとかがバスパを買って、温泉に入ることができるのかどうか、すみません、ちょっと教えてください。

○議長（奥山幸子君） 少しお待ちください。いいですか。

企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 失礼しました。

まず、令和3年度のバスパの利用状況なんですけど、こちらは紙のバスパとモバイルのバスパの利用を合わせまして、985枚の実績となっております。

それから、路線の観光案内でしたっけ。バスパだけでしたっけ。

○議長（奥山幸子君） 島民が使えるかどうか。

○企業課長（菊池 拓君） 島民もご利用いただけます。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） バスパに乗ると、うちの親戚は埼玉から年に三、四回、八丈に避暑とか、いろんなので来るんですね。前は中之郷の温泉によく行っていたんですけども、廃止で行けなくなったのであれですけども、そういう人で、彼らは島外者ですけども、島民でもバスパを買って、2日間たしか有効でしたよね。

2日間バスに乗り放題で温泉へ行って、バスで帰ってくるというと、お年寄りで、今、車の免許がなくなって、なかなか動けないという方もたくさんいらっしゃるんですけども、1,000円で2日間、ゆっくり温泉へ行ってお風呂に入って、お弁当でも食べてというと、ち

よつとしたハイキングじゃないですけども、いい気分になって体のためにもいいのかなと思うんですけども、島民もそんなふうによく使えるんだよということを、もうちょっと宣伝してもいいのかなと思います。

私もさっき言ったように、たまにバスに乗るんですけども、温泉もあまり行かないですけども、たまに行くんですけども、ああ、島民がこうやって2日間利用できたら、結構お得でいいんじゃないかなと思ったんですね。それなので、もうちょっとそこら辺を宣伝してもいいのかなと。

先ほどの985枚は、えっ、意外と少ないなと。私とそのバスに乗ったときは、5人以上の方がバスパで乗っていらっしやったので、1日のたった1便でこれだけ乗っているんだから、もっとあったのかなと思うんですけども、さすがにコロナでお客さんもいらっしやらなかったし、温泉もやっていなかったしということで、今後のお客さんの来島と増収を期待したいと思います。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 宣伝というか、アピールはできるかどうかって、いいですか。

企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 一応バスパにつきましては、今年に入ってからでしたか、ジョルダンという会社がモバイルのほうの販売を行ってまして、そちらの会社の系列のラジオ番組のスポットCMで、八丈町の宣伝を、ちょっとすみません、いつだったかを確実に覚えていないんですが、もう2回ほど宣伝はしております。島民向けに関しては、何かちょっと考えたいなと思います。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 多分観光客って意外とよく知っていて、お客さんのほうがそういう情報を知っていて、島民のほう知らないかなと思うので、島民の方にもう少し宣伝すると、島民の利用も増えていいのかなと思いました。

今バスパって、いきなりバスに乗りに行って、運転手さんにバスパを下さいと言うと、はいと1,000円で下さって、あっ、とてもいいなと。モバイルも便利ですけども、使うかどうか分からないことよりも、現地に行ってバスに乗るときに、バスパと言うと、すぐその場で買えて、すぐに利用できるの、とても便利でいいなと思いました。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） ただいまのバスパの件ですとか、路線バスのミニ観光案内ですとかは、大変評判よく聞いています。それから、櫛立でいうと、服部屋敷によく貸切りバスがとまっているようになりましたしね。それから、バス停に東京みたいに列をなして並んでいるんですね、お客さん。よくそういう姿を見かけるようになりました、限られたスタッフの中でのいろいろ創意工夫をして、企業課の方々が頑張っているなということを感じております。頑張ってもらいたいと思います。

質問したいのは、本年4月から、これは3年度の決算なので、ちょっと話が違うんですが、今年の4月1日から路線改定、ダイヤ改正がございましたよね。まだ5か月しかたっていないんですけども、この効果といいますか、かつてと比べてどういふ変化が見られたか、ちょっと課長の目で見ても、感想をお伺いしたいんですけども。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） まだ確実に詳しく調べたわけではありませんが、まず定期路線バスにつきましては、夕方の末吉から坂下に下りてくる最終の便、こちらの利用客が結構増えております。多いときですと15人とか、それぐらいの乗客数にしております。あと、坂下のコミュニティバスに関しては、回る順序を逆にしたことによって、空港で利用されるお客さんが増えたように感じております。あと、八高生も、バスの定期券を値下げしたことによって、こちらが増えてきているのかなというふうに感じております。

○議長（奥山幸子君） 4番、いいですか。

ほかに。

10番。

○10番（金川孝幸君） コロナに運転手が感染して、都内で運休したとか、そういうニュースを聞くんですが、八丈町の場合はそういうことはないと思うんですが、仮にそういうことがあった場合、運休しないで対応できるような方法なんかは検討されているのでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 実は、職員でもコロナにかかった職員がおります。その中でも、まずすぐにそういう職員は、仕事からもう離れていただいて、皆さんとの接触を避ける。ほかの職員に関しても、健康管理をいつも以上に厳重にチェックして、毎朝体温のチェックはしておりますので、職員もバスガイドも。そういう中で、まず個人個人のもう徹底的な管理、これに尽きると思います。そういう中で、路線バスが止まることのないように努力はしております。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） 例えば、退職した方に緊急にお願いするような対応も必要かと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 方法としては、そういう方法もあるかと思います。まだ退職した方にお声がけするまではいっておりません。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかにございますか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 今年度になって観光バスが走っているのを見て、本当に私は非常にうれしく思いました。

今このお話をするのは、意見書の結びの部分なんですけれども、今の世界的な経済の動向を見ると、円安というのはしばらく続くと思うんですね。やはりここにも書いてあるとおり外国人の観光客が、外国の人が来たら困るとか思う島内の人がいる感情も分かると思うんですが、増えると思うんですよ。既に23年度には、海外の客船の寄港が決まっていると思います。

そういうものに対して、これから個人のお客様も来るだろうし、そういった客船の方も円安ということで来るかもしれないんですが、この外国人に対する、例えばバスの乗り方であるとか、それからバスで乗って楽しい風景とか、そういったものを情報として、せめて英語で出すということは、これからやっていかなきゃいけないかなと思うんですが、その辺いかがでしょう。ちょうど国際交流員の方もいらっしゃるので、そういう人の力を借りて、そういう対策をしていったらいいと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） バス全体については、外国の方に対しての、そういう詳しい案内とかは今のところございませんけれども、バスパにつきましては、英語版のパンフレットも作っております。一応、そこら辺もやっていかないといけないのかなという考えではあります。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） もう一つは、やはりこれはもう企業課だけじゃなくて、観光のほうとも連携をして、海外の客船の誘致の営業とか、さっき隆章議員がそのときに何をしていた

たかみtainなお話をされていたんですけども、それもやったほうがいいかなと思うんですが、いかがでしょう。

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 国内のエージェントには、営業活動とかを今までも行って来たんですが、客船になりますと、こちらからというよりは割と受け身の態勢でしたので、こちらからも情報発信して、営業のほう、活動をやっていきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 8番。

○8番（山下 巧君） バスパの利用が多くて、多かったかどうか分かりませんが、温泉がいつか非常に混み合うことがございます。そのとき、この夏、盗難事件、温泉の中で着替えたりするときに、スマホ以外のものが盗まれたと、現金と、あと学生証とか、そういうのが盗まれた、カード等が盗まれたということがありました。できれば、防犯カメラのようなものも、温泉施設のところに今後設置していったほうがいいんじゃないかと思えますけれども、そういう考えはございますか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 今の事件の案件なんですけれども、現在、警察のほうで調査中ということなので、ちょっとコメントは差し控えさせていただきたい。ただ、実際私が聞いたお話ですと、トイレにお財布を置き忘れて出られたお客様が、後で気がついて戻らなかったという案件があったということは聞いております。

防犯カメラというところなんですけど、なかなかその設置の場所、入浴の施設、温泉の施設で内部に向けてのカメラの設置というのは、ちょっと難しいのかなと、例えば出入口のところでのそちらに向けての設置で、男女の統計とか、そういった目的で、どれぐらいのお客様がご利用いただいたとか、そういったところでのカメラの設置というのは考えておりますが、内部での監視のためのカメラというのは、ちょっと今のところ難しいと考えております。

○議長（奥山幸子君） 8番。

○8番（山下 巧君） もちろん内部というよりも、駐車場とか出入口につけておくと、それだけでも抑止効果があるのかなと思います。

今回調査はしているといっても、恐らくもう無理ですね。手がかりも何もないということですので、恐らくこれは解決しないと思いますけれども、少なくとも大勢の人が一度に入る、ごった返すときに、やはりカメラによる抑止効果、そういったものは必要ではないかなと思いますので、今後検討をお願いしたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 要望でいいですか。

ほかにごございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第6、認定第1号 令和3年度八丈町一般旅客自動車運送事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

ここで休憩といたします。

10時20分まで休憩といたします。

（午前10時05分）

---

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

（午前10時20分）

---

◎認定第2号の上程、説明、質問、討論、採決

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第7、認定第2号 令和3年度八丈町病院事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、病院事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それでは資料番号、次のページですね。

認定第2号 令和3年度八丈町病院事業会計決算認定について。

令和4年9月5日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度八丈町病院事業会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

まず初めに、管理者より概要を説明させていただきます。

○議長（奥山幸子君） 管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） それでは、病院会計の概要についてご報告させていただきます。

病院会計でございますけれども、やはり以前から課題でございます医療スタッフの安定確保、これについては改善がなかなか難しいということで、今も、懸案となっていることは変わりございません。

現状といたしましては、職種によりましては、定年を迎えられている方に、再任用のお願いをしているといった状況も続いてございます。

また、一番の懸案でございました薬剤師につきましては、正職員が採用できていない状況でございまして、日医大さんから、3か月交代で1名派遣していただき、また、島外の民間薬局グループへの業務委託で1名を確保しまして、どうにか常時2名体制を維持しているというところでございます。

派遣されている方のスキルは大変高く、我々病院といたしましても、安心してお任せできている状況ではございますけれども、やはり、正職員がいないことでの課題というのも多く、多々見られまして、引き続き我々としましても、採用できるよう努力を続けてまいりたいと考えてございます。

看護師のほうにつきましては、自己都合によりまして退職される方も多く、随時採用を続けてございますけれども、現在2名程度不足している状況が続いてございます。

経営面でございますけれども、入院患者は微増。一方で、外来患者のほうは微減という状況でございました。入院外来の収益としましては、前年度と比較いたしまして、約3,300万円の増加ということでございますけれども、資料を見ていただくとお分かりのとおり、医業損益としましては6億1,600万円のマイナスというところでございまして、大変厳しい状況というのが続いているということでございます。

病床利用率のほうですけれども、46.6%ということで、前年比で3.6%増加いたしました。年度末の3月には、一時的ではございますけれども60%を超えたという報告もございました。

そういった中で、令和3年の11月から、私も含めた事務方、また院長先生、看護師長等で構成される経営会議というのを発足させてございます。

経営会議は、病院の将来構想と申しますか、町立病院の在り方、どういった病院を目指していくのかとかを検討したり、経営状況などを議題として、毎月開催をしております。

やはり、医療水準と経営のバランス、これをどう取っていくのか。本当に大きなテーマだと思っているところでございます。

現在は、特に経営状況について共有しまして、改善に向けて何ができるかということを検討しているところでございます。具体的なことはこれからですけれども、院長先生をはじめ、医療スタッフの皆様に病院の危機感を持っていただけたということは、今後に向けての第一歩かなというふうに感じてございます。

現在、細かいところまで掘り下げて、勉強また共有をしております。特に薬価差益とか、大きい病院では薬代でもうかるとかありますけれども、こちらの病院、なかなかそういった薬価差益も出ないということも分かってまいりましたし、なかなかです。大きい病院と比べると、経営的に何をしていくのかというのは難しいなというのは、実際のところでございます。

そういった中で、まずは病床利用率、これを上げていきましょう。現場からの提案というのを受け入れながら病床利用率を上げていくことを確認しまして、現在の目標としましては60%、これを一つの目標としているところでございます。

投資的な部分では、大きなものとしたしましては、電子カルテシステムの更新を行ってございます。これにつきましては、患者様にお支払いのときにちょっとご迷惑かけている部分もありますけれども、7年たったものをようやく入替えができたというところでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それでは、決算書、黄色い紙の次のページ、1ページをお願いいたします。

令和3年度八丈町病院事業会計決算報告書。

収益的収入の決算額は14億6,814万9,465円でございます。内訳といたしましては、第1項医業収益7億2,477万4,569円で、令和2年度と比較いたしまして消費税抜きで6,300万円ほどの増収になっております。これは、入院患者数の増加及び新型コロナワクチン接種業務を受託したことでございます。第2項医業外収益につきましては、7億4,139万4,384円で、主

なもの、東京都補助金、一般会計補助金、長期前受金戻入、資本費繰入収益となっております。第3項特別利益198万512円は、過年度の損益修正益でございます。

収益的支出の決算額は14億1,265万1,492円となりました。内訳としましては、第1項医業費用13億8,570万5,352円、これは、医師職員の人件費、診療材料費、薬品費、施設維持管理費、減価償却費、固定資産除却費が主なものでございます。また、令和3年度より内科医師が1名増加となっております。第2項医業外費用2,439万3,400円、これは企業債の利息、消費税納付額です。第3項特別損失は255万2,740円となります。

次のページをお願いいたします。

資本的収入の決算額は3億445万9,000円。内訳としましては、第1項企業債1億7,300万円、第2項一般会計負担金8,518万8,000円、第3項都支出金4,077万1,000円、他会計補助金550万円でございます。

資本的支出の決算額は4億969万3,480円。内訳としましては第1項の建設改良費2億2,701万982円で、電子カルテ及び医療機器の購入費でございます。第2項企業債償還金1億8,268万2,498円で、3年度末の病院事業の起債残高は11億3,858万860円で、令和2年度と比較いたしまして、968万2,498円減額となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億523万4,480円は、当年度分損益勘定留保資金、過年度分損益勘定留保資金で補填いたしました。

次のページをお願いいたします。

損益計算書につきましては、1、医業収益、3、医業外収益、5、特別利益を合計した収益は、14億6,219万3,759円で、2、医業費用、4、医業外費用、6、特別損失を合計した費用は14億669万5,786円となり、差引き5,549万7,973円の当年度純利益がありました。前年度繰越欠損金8,593万4,995円を加えると、3年度末の未処理欠損金は3,043万7,022円となっております。

次のページをお願いいたします。

下の表の欠損金処理計画（案）でございます。3年度末未処理欠損金3,043万7,022円を未処理のまま繰越しいたします。

続きまして、令和3年不納欠損ですが、対象者2名、平成27年度及び平成29年度外来収益、6万8,620円を本人死亡及び遺族がいないことから、民法171条による時効消滅の到来及び八丈町債権管理条例第14条に基づき不納欠損いたしました。

以上となります。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は、資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

10番。

○10番（金川孝幸君） 特に資料はないんですけども、管理者の説明の中で、病床使用率を上げるということなんですけど、これは病院側の努力とか工夫で上げることができるんでしょうか。

例えば、病人が増えれば当然使用率上がると思うんですけども、何かそういう病院独自の努力、工夫でやる方法があるのか聞かせてください。

○議長（奥山幸子君） 管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） 患者さんに関わることでですけども、我々がどう努力するかというのはなかなか難しい話でございますけれども、先ほど、現場からの提案というのも少しお話ししましたけれども、今やっているところでは、例えば白内障のときの、一般質問でもご質問ありました白内障の手術、当日、手術して、翌日の早朝来てくださいとかいった場合、なかなか患者さん、来る手段、特に坂上の方とか、来る手段がない、そういったときには例えば1泊していただくとか、そういったこともやり始めました。

また、レスパイト入院といいまして、ちょっと事務長のほうから詳しくは説明させますけれども、そういった包括病床を利用した入院の受入れ、こういったことにも取り組んでいるところでございます。

そういったことで、我々としてできることをやりながら、病床率を上げていくというふうには、今やっているところです。そういった小さいことの積み重ねで、少しずつでも増やしていきたいと思っております。

レスパイト入院について、ちょっと事務長から。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） レスパイト入院ですけども、介護でいうところのショートステイみたいなものでして、一応、そういう受入れを、ちゃんと治療もあってという、単純な宿泊ではないんですけども、計画の下に、ケアマネと話しまして、包括的にやる事業でございます。

そこもある程度収益、包括事業として見込めますので、そういうところと、あと、先ほど

経営会議でも、一応包括病床を増やそうかということもあったので、やはりちょっと、人の配置というところはなかなか厳しいということで、現状を10床という形で今進めてございます。

で、年度末にちょっと増えたんですけども、それは、60%ちょっと超えたというところあります。それは、緊急の方が多かったということになっています。で、うまく慢性期のほうに回して、地域包括をうまく利用していけば、収入も上がっていくということになりますので、今後そういうこともちょっと現場サイドとも話しまして、実際、私は数字を見ているんですけども、現場いろいろ大変なことがありますので、ちょっとそこら辺も経営の話でちょっといろんな意見をお聞きしながら、経営会議を進めていって、令和5年にはそれを基に病院経営強化プランをつくらないといけませんので、そういう形でいろんな経営の形をそこに反映していって、大体6項目ほど決まっているんですけども、これに向けて目標をという形で言われているんですが、ちょっと、やはりこの離島という状況、まず先ほどの人員の確保というところで、働き方というところはちょっといろいろな感じで懸念されてきていますので、いろんな形でちょっと経営会議を進展させていきたいかなと思っております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） ありがとうございます。

今の制度なんですけれども、介護度とか、それに影響するものなのかと、あと長期入院ですね、3か月以上入院できないとかいう話も聞くんですけども、やはり島という特殊事情もあるので、特別に認められる方法とかないのかなと思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） すみません、現状、確かに長期入院3か月以上の点数が低くなるということで、一応うちの病院としましては、一応医療連携、病院の中で1人、社会福祉士の方がいまして、その方が広尾と、ほかの病院との連絡、例えばそういう介護施設の連携とかを担っていただいていますので、うまくそこを活用しまして、ちょっといろんな形で、また受入れもやりますので、4月から診療報酬も変わって、受入れ点数も加味されていますので、そういう形での経営努力はしていきたいかなと思っております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

（金川議員「さっき、介護度」の声あり）

○病院事務長（菅原宏幸君） 介護、すみません。介護度とかそのレスパイトなんですけれども、なかなかその全員が全員見られるわけではなくて、やっぱ治療を基にという形になりますので、そこはケアマネ、会議を病院でもやってございますので、その先ほどの社会福祉士が基で、あと師長と各施設の代表者と話してまして、その中でレスパイトできる方を、選定じゃないんですけれども、本当に見られない方がいれば入院させて、レスパイト入院させるという方法でやっていきますけれども、なかなかちょっと全員が全員受入れというのは現状では厳しい状況にあります。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかにございますか。

5番。

○5番（沖山恵子君） ページでいうと、収入になるんでしょうか。特にどこということはないんですけれども、よく聞く話が、八丈町の町立病院は、内科とか外科とか小児科とか産婦人科とかそろってはいるけれども、結局うちでは見切れませんので、都内に行ってくださいって言われることがあって、なかなか大変だと。

この前相談があったのは産婦人科の方で、島で産むにはちょっと体調が問題あるので上京してくださいって言われて、コロナの中、上京して向こうで産んだんですけれども、妊婦さんなので、ぎりぎりまで島にいるということはかなわなくて、飛行機に乗らなきゃいけないので、産前産後、結構向こうにいなきゃいけなくて経費がかかったと。

そういうのって何か、町立の提携病院でどうにか入院させてもらえとか、何かないんですかみたいな話があったんですけれども、実際島で、そうやって見切れなくて島外へ出ていられる方、あと手術も盲腸なのに東京行って大変だったとかも聞くんですけれども、そういうような事例というのはどれぐらいあるのかなというのを教えていただきたいです。

結局島でいろんなことができれば、もちろん、病人ですから入院しなきゃいけないので、病床使用率も増えると思うんですけれども、どこまで見られるかって安全性の問題もあるので全部が全部島で見られるとは限らないとは思いますが、その医療技術の向上によって、何とかなることというのは今後ないのかなと思うんですけれども、今現在どれぐらい島外に出ていっているのか、お願いします。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 眼科では、一般質問で、何人というのは出したんですが、統計的にちょっと何人というのはございませんで、ただ、診療については、例えば難病指定だと、

専門医がいなかったかそういう形で町立病院ではというところがあったり、あと産婦人科に関しては多分先生がそれは診断の下、向こうでという話だと思いますので、できる行為として、確かに手術関係は、実際盲腸とかやってごさいません。

あと、たまに整形の先生がオペ室使う。現状としては眼科でオペ室を使うという現状になっています。帝王切開等は多分先生はできるので、そういうことは島ではできるんですが、赤ちゃんの状態とかその病状によっては確かにこっちで厳しいという判断を先生がされて、向こうでという判断をされたと思います。

また、婦人科に関しましては今の体制で、ずっと任期でやっていただいていますけれども、人工授精ができる先生でございまして、島でも何人か造影をして、ちゃんとやっています。顕微鏡ではなくて、造影使って、ちゃんとそういう技術も持ってらっしゃる先生なので、ちょっとそういうところでも、できる先生、できない先生、まだその難病では専門医じゃないと診断できないとかいろいろありますので、そういうところが現状でございます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） もちろん、専門医の先生とか向こうじゃなきゃいけないって分かるんです。今手術というのは島内でできないんですよという話があったんですけども、今後そういうことができるようになる見込みとかは、ないんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） ちょっと外科に関しましては、今現状ではちょっと厳しいかなという、その先生によってだと思いますけれども、一応手術じゃない、普通に縫う、そういうのはやっていますので、手術となるとちょっと、というところはあると思われま。

ただ、今後にはなりますけれども、それも賄えるだけの先生が来ていただければと思っていますけれども、取りあえず今のいる先生の中で、先ほど申したとおり内科は4名体制になりまして、一応入院が先ほど申し上げたように60%に向けてという感じもありますし、いろんな形での経営努力はしていきたいんですが、患者さん1人1人に合ったというところはなかなかちょっと今の現状で厳しいかなと考えております。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） あと先ほど言いました、何か東京の病院と提携していて、転院してくださいとか向こうでかかってくださいというときの宿泊先とか、あと、向こうの病

院とか、前に私1回泊めていただいたことがあるんですけども、病院の何かお庭みたいなところに、家族とかその患者さんが入院を待つ間に宿泊する施設みたいなところがあって、そこで待ったことがあるんですけども、今そういうのとかはないんですか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 今、広尾のほうにさくら寮というのはまだ顕在しております。改築していただいて、ベッドは備え付けてあって、そこも広尾病院は利用できます。

また、ほかの病院となると、ないと思うんですけども、日医大とか、私立病院に関してはないと思うんですが、多分、小児科の国立成育病院と、よくあるドナルドハウスっていう、1泊1,000円で泊まれたりという施設はあつたりもしますので、それは併せてなんですけれども、どうしても宿泊施設を設けているというのはなかなか都立病院ではないかなという現状です。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） ぜひ、どこの病院に行くかによって違うと思うんですけども、患者さんそういうような転院せざるを得ない方には、そういうことも含めて、こういうところもありますよということでのご紹介を、今以上にさせていただくようお願いいたします。

もう1点、入院の病床使用率という問題で、私どもによく来る話が、夜中に具合悪くなって救急車を呼んで病院行きましたと。行って診ていただいて、大丈夫だから帰りなさいって言われて帰ってきましたと。救急車で行くぐらいだから結構大変なんだけれども、なかなか町立は1泊泊めていただけないと。朝まで様子を見るというようなことはしていただけないのかなというところで、先ほどの白内障の方が泊まれるんでしたらば、具合悪くて行くんですから、朝まで様子を見るというところでのというのは、どうなのかなと思うんですけどもいかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） それに関しては医師の判断になりますので、どうしようこうしようというのは、経営の話と重なりますが、救急車で来たから泊めさせてくれとかではなく、やっぱりその診療していますので、その医師の判断で入院なのかという判断決まると思いますので、そこはちょっと医師の判断になります。私たちでは、という答えはできかねます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） もちろん、事務方が入院させると言えないのは分かりますけれども、

その経営者会議で、せっかく院長先生や看護師さんの方々とお話もされているということで、状況を見て臨機応変に対応していただくように、今後ともよろしく願いいたします。

要望です。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 2つばかりあるんですけども、1個ずついきます。

意見書の結びのところにもありますけれども、ICTを今後活用したいというところがあります。

私、しばらく前に、5Gを活用した、遠隔医療の実装実験を見学させていただきました。ほおと驚いたんですね。その動画がほぼリアルタイムでやり取りができるということで、今後はこういうことにも期待して、例えば簡単なオペとかができる可能性がありますよね。

ただ今5Gは、病院とは違うところにアンテナがあるわけで、将来的には病院の近くにそういうインフラの整備というのは、もちろん検討されていると思うんですが、どうでしょう。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 5Gの件ですけども、今進んでおりまして、一応病院のアンテナが、2階のHCUに1つ、あと外来に、エコー室、内視鏡室に1つ、あとは外来の待合に1つ、で、外で、ピロティーという車寄せのところに1つ、一応4つアンテナを設置して、5Gのアンテナが病院内では可能ということになります。

で、取りあえず、遠隔医療に関しまして、ちょっとまだ厳しいです。エコーという診断ですね、広尾との連携によってということなので、それが多分本年度中には、ちょっと詳しくはまだ契約されていないという、東京都さんが、取りあえずそういう形で、業者さんとか来島されていろんな調査をしていただいて、一応その4つのアンテナというところまでは決まっております。

○9番（岩崎由美君） 分かりました。じゃ、それは結構です。あとでまた。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 私、先ほどの管理者のお話の中で、この病院の課題としてスタッフの安定確保ということがやっぱり相変わらずの大きな課題となっていると。

それからもう一つ、医業損益、例年のことですけども、令和3年度6億円のマイナスということで、非常に数字的に見ると負の側面ってのは多いんですけどもね。また病院に対

してはいろいろと要望も多くて、先ほどの恵子議員も、いろいろここが駄目だあれをどうしろという負の評価が多くて、減点方のことを言う方が非常に島民も多いんですけども、私は逆に、病院の今のやり方見ていまして、僕は評価する点はいっぱいあるんじゃないかなと。

一般質問でもやりましたけれども、今の白内障の手術があれだけ人気、人気っていいですか、需要もありますけれども、対応しっかりしていて、町民喜んでますよ。ほかの点でも、看護師さんの対応がいいですとか、あるいはこのコロナの最前線の戦いの中で、身を投じながら、島民の健康維持のために頑張っている姿ですとか、むしろ僕は加点型のプラス評価で、病院の経営ってのを見ているんです。

特にもう一つ言いますと、ついこの間、3か月に一遍薬をもらいにかかっているんですけども、受付のカウンターの左端のところに、マイナンバーカードの受付の機械があったんです。もうこれがいよいよ八丈でも始まったんだと思って、保険証の代わりにマイナンバーカードで、私受診しました。何の問題もなくそれで受診できました。こういうことも、八丈病院よくやっているなど。

先ほど由美議員が言われましたけれども、5Gを使った画像診断ということもすごくあるわけで、いろいろと病院に対しては要望も多いんですけども、私は一町民として、病院のやり方、高く評価して見えていますので、さらに事務長、これからも頑張って、町民の健康管理のために頑張ってくださいたいと。

ちょっとこれ質問でも何でもなし、私の感想なんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（奥山幸子君） 8番。

○8番（山下 巧君） 結構、今、がんにかかって通院する人が多いわけなんですけれども、八丈から1か月毎日、放射線を治療受けに行きなさいと病院から言われていると、向こうの病院で。1か月東京に滞在するのに、島嶼会館とか、宿泊とかが物すごくかかると。そっちの費用負担がすごく大変なんだけれども、どうしたらいいでしょうということと、それから八丈で、そういう放射線治療、がん対応のことができないのかなと思うんですけども。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） その宿泊の件はちょっとあれなんですけれども、がんの放射線治療というか専門的な高度医療になると思いますので、うちの放射線では不可能だと思われまひす。申し訳ないですけども向こうにという形になると思われまひす。

○議長（奥山幸子君） 8番。

○8番（山下 巧君） 確かに、こちらでは無理だからということになりますけれども、やはり1か月以上東京に滞在する方法、これ、多くの人が困っているかなと思うんです。広尾病院は付添いのための何かあったのかな。だけれども、入院するほどでもないのに行かなくちゃいけないという場合は、宿泊費はやっぱりやむを得ないというふうに考えてよろしいですか。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） ちょっと病院、その治療によってなんですけれども、その助成は高額医療で認められるのかどうかという形になってくると思うんですけれども、多分、医療費しかあれなので、宿泊費まではというところだと思います。

多分、福祉健康課のそれも2回までということなのでというところあります。現状はちょっと厳しいかなという感想でございます。

○議長（奥山幸子君） 8番。

○8番（山下 巧君） やっぱり、島嶼の患者さんにとってはその辺が大きな悩みかなと思うんです。ですから、そういう患者さん用の何か施設が今後必要になるかなと思うんですけれども、ホテルに補助金を出すのか、宿泊にね、補助金を出すのか、あるいは島嶼で何か専用の簡単な宿泊所を造るか、そういう検討が必要かなと思いますが、いかがですか。

○議長（奥山幸子君） 福祉健康課長。

○福祉健康課長（奥山 勉君） 島外で治療を受けられる住民の方々、本当に宿泊費等大変負担は大きいというところはもう十分私どものほうでも理解をしております。ということで福祉のほうで、当該医療機関の通院交通費の補助というのを、これは町の自己財源で行っておりまして、令和2年度はコロナで少なくなって、でも1,227万円ほど、令和元年、平成31年度ですね、こちらでは1,762万9,000円ほど、これを町の財源で行いながら、町長のほうからも当然東京都のほうには、これは八丈町だけの問題ではなく、島嶼全体である問題だと思っております、各町村長が東京都のほうにはずっと毎年要望を出しているという状況でございます。

島嶼の中で、そういったお声が、住民の方の自己負担が大きいということで、要望がかなり上がってしまっていて、その中でも一応八丈町は、早い段階からこの補助を自己財源でやらせていただいて、始めてからだんだん年に1回だったものを2回にしていくとか、そういった拡充をしていってございます。

どうしても財源的な厳しい面はありますが、今後も引き続き要望しながら、できるだけ住民の方々の負担を減らすような努力をしてみたいと考えております。

○議長（奥山幸子君） 8番。

○8番（山下 巧君） 通院とか、そういう病院にかかる関係で島を離れるという人もいるわけですから、今後ぜひいい方向に持って行っていただきたいなと思います。ありがとうございます。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 伊豆諸島の中核病院ということで、八丈町の人が入院利用することもあるわけですが、ほかの島の方々が町立病院を使うケース、私の知っている中では産科の出産で三宅から来た人とかいるんですけど、ほかの病院、ほかの島から八丈に入院している方々、実績も、この令和3年度のものも分かっていたら教えてください。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君） 申し訳ございませんが、その統計は取ってございません。

ただ話で、産科の三宅とか青ヶ島から来ている実情はあります。ちょっとほかの科で来ているかどうかということをちょっと確認、統計は取っていませんので、分かるかどうかなんですけれども、島外の方ということでしたら、多分住所で判断するしかないということと、あとは里帰り分娩の方もいらっしゃると思いますので、そういう方がいるということぐらいしか、すみません、ここで答えできません。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 先ほど、60%の病床使用率というお話をされていましたが、東京の病院に行くほどではない、でもやっぱりちょっと入院がしたいなという、ほかの島の患者さんがいるとしたら、やっぱり受け入れをできるような仕組みもあつたらいいかなと思います。

親戚のいる八丈のほうが心強いと思う方もいらっしゃるかもしれませんので、そのあたりは今後どうなるか分かんない。あと透析なんかもありますよね。八丈町は透析をやっているから、そういうこともあつたらいいかなと思います。

これは意見なんですけれども、その辺いかがでしょう。分娩は分かりやすいんですけどもね。

○議長（奥山幸子君） 事務長。

○病院事務長（菅原宏幸君）　そうですね。先ほど透析の患者さんは、一応コロナで受入れがなかったという実績があるのに、通常ですと、年末年始お盆時期には、臨時的に紹介状を頂いて連携し、病院間の連携で透析を行う実績も過去にはあります。

確かに二次救急病院なので、一応、離島の受入れという形では、八丈病院が病院として、立場では受け入れる。ないということはないと思いますので、そこは今後とも、受入れに向けては、体制は整っている状態だとは思いますが。

以上です。

○議長（奥山幸子君）　ほかにございますか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君）　ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君）　討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君）　ご異議ないものと認め、日程第7、認定第2号　令和3年度八丈町病院事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎認定第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（奥山幸子君）　続いて、日程第8、認定第3号　令和3年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定についてを上程いたします。

お諮りします。

決算認定に付された監査委員の意見書については、朗読を省略してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君）　ご異議ないものと認め、朗読を省略し、本件の説明に入ります。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池　拓君）　認定第3号　令和3年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定について。

令和4年9月5日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和3年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算を監査委員の意見をつけて認定に付します。

初めに管理者から決算概要を申し上げます。

○議長（奥山幸子君） 管理者。

○公営企業管理者（佐々木真理君） それでは、浄化槽会計の概要をご報告いたします。

資料は4ページになります。

浄化槽設置会計につきましては、令和3年度におきまして、新規で、個人用と業務用合わせまして、20基を整備いたしました。合計で340基を現在管理していることとなります。

これによりまして、個人設置も含めた町の浄化槽設置人口割合は約42%、島の中で4割ぐらいの方が浄化槽をつけていらっしゃるということになってございます。

浄化槽事業につきましては、令和2年度から公営企業法の適用となりまして、経営状況というのが明確化されてございます。それによりまして、大変厳しい経営状況、平たく言いますと、収支の均衡は保たれていない。造れば造るほど赤字になるといった大変課題の多い経営状況となっております。

その関係もございまして、一般会計からの赤字補填の繰入れは、令和2年度2,700万円、令和3年度2,300万円を頂いてございます。今後も、一般会計からの赤字補填というのは増加していくものと考えております。

そういった中ではございますけれども、事業として一定の収入を確保しなければならないと思っております。

そのようなことで町といたしましては、値上げの話が続いて大変申し訳ないんですけれども、使用料の値上げを検討してございます。方針も固まりつつありますので、こちらについても説明の場を設けさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からの説明は以上でございます

○議長（奥山幸子君） 企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 浄化槽設管理事業会計決算書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

令和3年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算報告書。

収益的収入の決算額は、4,791万2,438円となっております。内訳といたしましては、第1項

営業収益1,104万580円、第2項営業外収益3,687万1,858円。主に一般会計繰入金、長期前受金戻入、資本費繰入収益になります。

次に、資本的支出の決算額ですが、4,960万7,758円となりました。内訳といたしましては、第1項営業費用4,866万9,171円、職員の人件費、浄化槽維持管理費、減価償却費が主なものになります。第2項営業外費用93万8,587円、企業債の利息です。

次のページをお願いします。

資本的収入及び支出です。

資本的収入については2,810万4,254円で、内訳といたしましては、第1項企業債960万円、第2項一般会計繰入金440万4,000円、第3項国庫支出金1,203万3,000円、第4項都支出金70万6,154円、第5項工事負担金136万1,100円となっております。

次に、資本的支出の決算額です。3,193万1,567円と、内訳は第1項建設改良費、第2項企業債償還金になります。

令和3年度末の起債残高は1億2,126万8,210円となっております。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額382万7,313円は、当年度分消費税資本的収支調整額、過年度分消費税資本的収支調整額、引継現金で補填しております。

次のページ、3ページをお願いします。

損益計算書につきましては、1、営業収益、3、営業外収益を合計した収益は4,518万2,617円で、2、営業費用、4、営業外費用を合計した費用は4,829万6,577円となり、差引き311万3,960円の当年度純損失が生じました。前年度繰越欠損金を加えると、当年度未処理欠損金は600万5,645円となっております。

次の4ページをお願いいたします。

下の表の欠損金処理計算書（案）ですが、令和3年度未処理欠損金600万5,645円を未処理のまま繰越しいたします。

続いて、令和3年度浄化槽設置管理事業会計資金不足比率をご報告いたします。

令和3年度については資金不足はありませんでした。数値については、令和3年度八丈町資金不足比率審査意見についてでご確認ください。

以上で終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑に入る前に申し上げます。

発言者は資料のページ、科目等を必ず述べた上で発言するようお願いいたします。

それでは、質疑をお受けいたします。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

本案の原案認定にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第8、認定第3号 令和3年度八丈町浄化槽設置管理事業会計決算認定については、原案どおり認定いたしました。

---

◎報告第5号の上程、説明、質疑

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第9、報告第5号 令和3年度八丈町水道事業会計継続費精算報告についてを上程いたします。

説明、企業課長。

○企業課長（菊池 拓君） 書類番号11をお願いします。

報告第5号 令和3年度八丈町水道事業会計継続費精算報告について。

令和4年9月5日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方公営企業法施行令第18条の2第2項の規定により、別紙のとおり報告いたします。

次のページをお願いします。

令和3年度八丈町水道事業会計継続費精算報告書。

事業名は大川浄水場改修造成事業です。継続事業に係る事業年度が令和3年度で終了したため、継続費の精算について報告を行うものです。

こちらの全体計画は令和2年度から3年度の2か年で、総額2億8,858万5,000円となります。

実績につきましては、支払い義務発生額は2か年で2億8,858万5,000円でしたので、年割額と支払い義務発生額との差はありませんでした。

以上で説明を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

（発言する者なし）

○議長（奥山幸子君） ないようですので、質疑を終結いたします。

以上で、日程第9、報告第5号 令和3年度八丈町水道事業会計継続費精算報告についてを終わります。

---

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（奥山幸子君） 続きまして、日程第10、報告第6号 令和4年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）についてを上程いたします。

説明、教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 書類番号の12をお願いいたします。

報告第6号 令和4年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（令和3年度分）について。

令和4年9月5日。提出者、八丈町長、山下奉也。

説明。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定により、別紙のとおり報告いたします。

それでは、報告書の1ページをお願いいたします。

全ての教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について、点検、評価を行い、その結果に関する報告書を作成し議会に提出するとともに、これを公表することが義務づけられております。そして、この点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し、学識経験を有する外部評価委員の知見の活用を図ることとされております。このようなことにより、当報告書を八丈町議会に提出いたします。

次に、この報告書の構成ですが、2ページに教育委員会の活動概要が掲載されております。そして、3ページから5ページに八丈町教育委員会が目指すべく教育目標、その教育目標を達成するための4つの基本方針が示されております。

基本方針の1が「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成、基本方針2が「豊かな

個性」と「創造力」の伸長、基本方針3が「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興、基本方針4が「町民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進、そして、以上の4つの基本方針に、それぞれの基本方針に沿った主要施策が掲載されております。

次に、6ページから31ページに主要施策の点検と評価、32ページに外部評価委員の意見が掲載されているという構成になっております。

それでは、6ページをお願いいたします。

主要施策の点検と評価に移りますが、内容が多岐にわたり、広範囲の事業の説明となりますので、令和2年度と変更があった施策等を主に説明させていただきます。

まず基本方針1では、「人権尊重の精神」と「社会貢献の精神」の育成を挙げ、主要施策5項目を推進するとしております。主要施策(1)人権教育の推進では、主に道徳授業公開講座ですが、令和2年度はコロナ禍により富士中学校しか開催できませんでしたが、3年度は全小・中学校が開催しております。内容については、人権や他者理解など、人権をテーマにした学校が多く見受けられます。

7ページをお願いいたします。

主要施策(2)では奉仕・体験活動などを通じて、子供たちの道徳感の育成に取り組む内容になっております。海浜清掃や施設清掃、島内の職場体験などを行っております。なお、2年度に引き続きコロナ禍のため、多摩・島しょ子ども体験塾が中止となりました。

以上で、基本方針1の説明を終わります。

次に、10ページ、基本方針2、「豊かな個性」と「創造力」の伸長は、9つの主要施策が挙げられております。

主要施策(1)は主に教育活動の充実を図る施策になります。3年度は国が行う全国学力状況調査、都の意識調査等も行っております。学力調査の結果が全国平均を上回る学校がある一方、伸び悩んでいる学校があることの現状で、効果的な指導法の模索、課題分析や、保護者との連携を図りながら学習習慣の定着に取り組むことが課題となります。

また、3年度もコロナ禍により予定していた連合音楽会、保小中高連絡協議会等は中止となり、中学校陸上記録大会は縮小開催を行っております。

主要施策(5)のIT関連では、タブレット端末を小・中学校の児童・生徒、教員全てに配付しております。今後は配付した端末の有効的な活用が求められます。

主要施策(6)の給食関連ですが、地産地消率がコロナ禍の影響もありますが、不漁の影響もあり12.42%から10.42%に減少しております。また、令和3年度から都立青島特別支援

学校八丈分教室への給食の提供を開始しております。

主要施策（9）のキャリア教育、職場体験の推進ですが、3年度は3校とも実施できましたが、離島という地域性から、都内の生徒に比べ受入先や生徒が選択できる職種も限られてしまうという状況があり、このことについては、昨年、外部評価委員からも懸念が示されておりました。議会からも質問を受けております。生徒たちが興味のある職場での体験ができるよう、島外での体験学習も視野に入れた職場経験の多様化を考慮していただきたい、このような意見をいただいております。4年度からは、これは3年度ではありませんが、4年度からは中学2年生が島外での職場体験を行うという計画を練っております。

以上で、経営基本方針2の説明を終わります。

続きまして、18ページの基本方針3、「生涯学習」と「文化・スポーツ」の振興を掲げてになります。

18ページ施策（1）は、青少年に関する各種委員会、山梨県内で実施している島外体験学習は中止となりました。コロナ禍のため施設が閉館したこともあり、利用者数が2年度に続き減少しております。山梨体験学習やスポーツイベントなども中止となりました。ほかには、中之郷公民館老朽化のための耐震補強がいずれも難しいという診断を受けて、令和3年度から建設準備検討委員会を設置して、建設のための検討を開始しております。旧歴史民俗資料館の再開に向けて、耐震補強工事の実施設計、展示内容についても展示計画を策定しております。

以上が、基本方針3の内容になります。

27ページから、基本方針4、「町民の教育参加」と「学校経営の改革」の推進になります。

学校施設については、長寿命化計画が策定され、それに基づいて施設の延命化を図っていくのですが、改修費用が数億円単位で必要になりますので、施設の規模など費用対効果を意識し、計画の見直しも必要ではないかということで、富士中学校については大規模改修は行わず、建て替えの方向で検討を開始しております。

施策（6）で学校運営協議会の設置が記載され、令和6年度運用開始を目標としております。

施策（7）の島外生徒受入れにつきましては、令和2年度に1名、八丈高校を卒業して進学を果たしております。令和3年度はホストファミリーが確保できなかったため、この事業は行っておりませんが、4年度からは2名の生徒を受け入れることができっております。

以上で、基本方針4の説明を終わります。

最後に、33ページの外部評価委員の意見として、コロナ対策を行いながら事業遂行を行ってほしいという要望、それから、事業遂行に当たって、コロナ禍の事業中止や事業中断を懸念しての組織体制の立て直しの要望、タブレットの有効活用、キャリア教育の推進、歴史民俗資料館への期待、所管施設の維持管理に関する要望などが出ております。

以上で報告を終わります。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

質疑をお受けいたします。

5番。

○5番（沖山恵子君） 2ページについてお伺いいたします。教育委員会の活動内容ですとか開催状況についてなんですけど、上のほうには、令和3年度は定例会12回やって、議案が23件、協議事項5件、報告事項99件について審議をしたと書いてあるんですけども、下のほうですと、議案なしというのが目立つんですね。この議題を数えても23にならないんですね。

具体的に、これぱつと下だけ見たときは、定例会は大したことやっていないのかな、お話し合いをしていないのかなみたいに感じたんですけども、具体的にどんな感じで定例会というのが行われているのか。どんな感じで議案とか協議事項とかをしているのかを教えてくださいましたらと思います。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） まず、ここに載っております議題というのは、町議会でいう議案という形でこれが載っております。そのほかに協議事項ですとか、報告事項等を協議しておりますので、その件数が協議事項5件、99件を行っているというところで、ここに載っているのは、町議会で提出する議案だけの項目になります。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 上で議案が23件あったよと書いてあるのに、下に、何とかほか5件、何とかほか1件とかいうのを足すと、多分23にならないんですよ。議案なしということは、書き方としてはどうなの、議案なくて会議してというふうに思うじゃないですか。多分何もしていないわけではないと思うんですけども、先ほど言ったように、どんな感じでやっているのかなというのを具体的に、皆さんが集まって、執行部からこれこれこうですよと説明があって、はいはい、そうですかで終わるのか、活発な議論がなされているのか、その辺、参加人数に関しましても、12月とか3名ですよ。その辺もコロナだからしょうがないのかなとも思うんですけども、その辺も含めてどのような感じで教育委員会というのはやって

いるのかというところを教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 活発な議論というところですけども、それぞれ協議事項もありますし、それは残念ながら記録に残すところではなくて、記録には残っていないんですけども、このほかの議案のほかにも協議事項等ご意見をいただいて検討していただいております。

○議長（奥山幸子君） 5番。

○5番（沖山恵子君） 記録には残していないんですが、記録にも残らないような協議事項は、何の協議をしたのかなって思ってしまうんですが、もちろんお話はなされていると思うんですけども、それがこの報告書を通して、教育委員会はこんなのをやっているんですよというのが伝わってこないんですよということを申し上げたいので、この書き方、報告も含めて、来年はもうちょっとどうにかしていただけたら、もっと分かりやすいかなと思います。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 申し訳ございません。記録に残っていないというのは、録画したものを文字に起こしていないというところで、ほかの件名等は残っております。この書き方が、確かにこれだと教育委員会の活動があまりされていないような印象を、確かにご指摘されたとお受けしますので、ここは相談して、協議事項の内容と99件の内容等も掲載していけるように考えたいと思います。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

4番。

○4番（山本忠志君） 一番最後のページに、中ほどですけども、小・中学校の児童・生徒にタブレット端末が1人1台配付される云々とありますけれども、本当に八丈町の英断によりまして、東京都でもいち早く1人1台のタブレット導入が実現して、本当に八丈町の教育のDXの環境ってすごい発展していると思うんですけどもね。

とはいえ、どうしても高齢の先生方とか、まだまだなじめない場面があるんじゃないかと思うんですけども、その対応についてどのように町が取り組んでおられるのか、それが1点。

あともう一つは、この1人1台タブレット導入によって児童・生徒に対する教育への活用ということはもちろんですけども、このデジタル化を、例えば教員側の教育事務処理です

とか、評価事務に活用するですとか、そっち側のDX化も今後の課題としてあると思うんですけども、その辺の進め方についてお伺いします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 教員のIT教育といいますか、研修につきましては、毎年東京都教育委員会のご協力をいただいて研修という形で取り組んでおります。

そのほかに、実証実験等で指導員等が来て、こういうふうな使い方があるというようなことを各学校にお知らせしているところがございます。

あと、これが学校教育に関してのIT化で、校務支援システムというところになるんですけども、これはまた今年度から東京都教育委員会の協力を受けまして、伊豆諸島各島の統一された校務支援システムを導入しようということで取り組んでおります。早ければ来年5年度から実験的に八丈町は入れられる、できるかどうかというのがまだ未定なんですけれども、現在の予定では令和5年度から校務支援システムを実験的に導入する計画でございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） すばらしいですね。今の校務支援以前に、例えば伊豆小笠原諸島の東京島嶼に関する先生方のICTを活用した教育の研修の場面というのは、伊豆小笠原諸島のものというのがありますか、今までの経過の中で。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 小笠原の研修の……。

○4番（山本忠志君） 伊豆小笠原、だから伊豆諸島全部ですね。

○教育課長（菊池 良君） 教育のIT化に関しましては、各町村で取組方が違いますので、まとめて教員が研修を受けるということではないんですけども、校務支援システムについては、ほぼ事務が統一化されるのではないかとということで、それはまとめて導入する計画で、それに関しては、今、全島嶼地区の町村がオンライン会議で参加して、システムの構築を検討している状況でございます。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 今の話は、学校の校務のためにデジタルを活用するという、それを伊豆小笠原諸島全域で共通して行っていくという、それも大事なんですけども、それ以前に島嶼は同じ悩みを抱えていることもございますので、島嶼全体の中でも、教育活動にどのようにこのタブレットを活用していくのかという研修もあってもいいんじゃないかと思うんですけどもね。何かありますか。お願いします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） どのような取組を行ったかという発表の場はございます。

（山本議員「それはやっているんですか」の声あり）

○教育課長（菊池 良君） はい。

○議長（奥山幸子君） 4番。

○4番（山本忠志君） 非常に教育の形が変わってきたというのが、保護者が一番感じていますね。おたくのお子さん何年生って聞いて、小学何年生というと、じゃ時々学校からタブレットを持って帰ってくるでしょうと。毎日のように持って帰ってきて、しょっちゅうやっていますと。もう私なんか追いつきませんって親が言うんですね。

もうそういう環境の中で子供たちがこれから育っていくわけで、もう大変いい取組をしているなと思うんですが、残念ながらあんまりこれが周知されていないんですね。保護者はよく知っているんですけども、町の皆さんが一番遅れていると。僕は本当言うと、ほとんどの人がスマホを持っているけれども、スマホを上手に使えないということ。8割、9割の人が機能を使っていないですよ。

だから、せっかくこの学校が一つの起点となって、島全体のDX化というのは何らかの方法で広めていくといいと思うんですが、その起爆剤としては僕は学校が一番ではないかなと思うので、もうちょっと学校でやっていることを発信する努力をしてもらえればと思うんですけども、その辺いかがですか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） そういう取組状況のご報告というのは各学校のホームページ等で掲載できると思いますので、発信していきたいと思います。現在、住民の方も取り込んでというところではございますが、そこまではなかなかできない状況で、今のところは保護者の方に、その端末を使って連絡とか、学校の状況を説明したり、ある学校ではそれをPTAの投票に使ったりしている状況でございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかにございますか。

2番。

○2番（浅沼隆章君） こちらの教育委員会の評価の件にも関わるかと思うんですけども、こちらは内容を見ても、事業がすごく多岐にわたっています。

ここでご質問したいんですけども、労働環境について質問させていただきたいんですけど

れども、教育課だけじゃなくて、役場内で夜遅くまで残業されている方もかなり見受けられます。特に教育課、今こちらにあるので、話させていただきますけれども、学校関係、スポーツ、文化、生涯学習、コミュニティセンターの管理とか、歴史民俗資料館の建て替え、今、先ほど言ったタブレット端末を使った授業に関してもですけれども、その中で新型コロナウイルス感染対策の子供たちの対応、あとキャリア教育のための島外での職場体験事業、あと施設の中でいうと、長寿命化計画の話もあります。

こういう全ての事業を、今、教育課は教育課でやっていらっしゃるんですけども、これ職員の人数とか労働環境、労働時間、働き方改革に合致しているのかどうかというのを伺いたいんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） そうですね、ご指摘のとおり教育委員会の事業を継続していくに当たりまして、マンパワーが不足している事業がございます。サービスの低下については会計年度職員を増員して対応しておりますが、町の職員が決定とか、作成する必要がある計画書等の更新が遅れる部署がございます。

もう一つは、歴史民俗資料館の開館に関する事業になりますが、本年度から工事や展示設計に入っておりますが、現在、複数の職員にその作業を振り分けて対応しております、というところでございます。

しかしながら、この事業は三、四年継続するプロジェクトになりますので、専任の担当者をつけて、それを係員が協力していく体制が必要かなと思いますけれども、まだそこまでは至ってございませんで、その結果、労働環境等、各職員にしわ寄せがいつているところがございます。

○議長（奥山幸子君） 2番。

○2番（浅沼隆章君） 今、お伺ひしたところ、役場職員の方のご苦勞がすごく分かる状態が、今、説明を聞いてよく分かりました。地域でこういうのをつくるものというのは人なんですね。八丈町を大きく活性化するのも人だと思います。その働く人々が最高のポテンシャルで仕事ができないと、もうこの八丈島嫌だよって言われてしまって役場を辞められる方が増えても困ります。

この環境の整備というのは大変急務じゃないかなと思うんですけども、八丈町の役場内の労働環境整備について、町長のお考えをお聞かせいただきたいんですけども、よろしくお願ひします。

○議長（奥山幸子君） 町長。

○町長（山下奉也君） 労働環境が本当に今、人員が非常に不足しております。途中退職、言葉が悪いですけれども、最低でも欠員がない状態をつくりたい。あとは人の問題、いろいろあります。そういう部分は、個人個人の、また、指導する立場の管理職の方の指導力等もあると思いますけれども、今本当に困っています。

一般事務職、先ほどから、町立病院のいろんな問題も出ましたけれども、本当に人が動かしていくと思っていますので、そういう部分で、今、人員が不足している状況の中で、本当に職員1人1人が努力していますけれども、どうしても不満が出てきます。ある程度充足している課は、そこから見れば向こうはちゃんとやっているのに、何で自分のところがというのがありますので、本当にどういう形でも、皆さんが人材がいれば、ぜひ紹介していただきたい。再任用といいますか、再任用等任期付の関係もありますけれども、そういう部分でも本当に困っています。

人を募集しても応募がないという状況の中で、いろんな努力をしていますけれども、島嶼会館で試験を実施したりもしていますけれども、本当に今すぐでも採用したい、そういう気持ちですので、副町長にも頼んでいますけれども、総務課長も頑張って募集もしていますけれども、そういう事情がありますので。教育課長も先ほどもっといろんな不満を言うかなと思ったんですけれども、不満もたまっています。職員もたまっています。そういう部分で私も困っていますので、先ほど言いましたように、最低でも欠員がない状態をつくっていきたいと思っています、今後とも。そうしないと、人材がなかなか育っていかない部分があります。よろしく願います。そういう気持ちで募集をかけていきたいと思っていますので、よろしく願います。

○議長（奥山幸子君） よろしいですか。

ほかにございますか。

1番。

○1番（宮崎陽子君） 9ページなんですけれども、前回、青少年協議会のほうのご報告で、不登校の生徒さんがいらっしゃるというお話がございました。その後、どのようなご指導されているのか、教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） いわゆる学校ぐるみでの取組を行っておりまして、担任の先生ですとか、校長先生、副校長先生、それからスクールカウンセラーを呼びまして、月に3回ほ

ど学校訪問をして、面談と相談を受ける方がいらっしゃるんですが、そういう方が訪問して、状況を確認して、保護者の方に協力をお願いしているところで、配付されたタブレットをお渡しして拒否されることもあるんですけども、お渡しして、それで授業の様子を見ながら、徐々に全時間ではないんですけども、自分の好みの授業というんですか、興味のある授業に出てくる子もなっておりますし、全て、全日出てこないという不登校の子は減っておる状況であります。

○議長（奥山幸子君） 1番。

○1番（宮崎陽子君） その後にここにも書いてあるんですけども、課題、今後の方向性の中に、虐待と見受けられるケース、これは実際、現状として報告されていることがあるんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 虐待に関しましては、現在のところ報告は上がってきておりません。

○議長（奥山幸子君） 1番。

○1番（宮崎陽子君） ここなんですけれども、すごく複雑な面ではありますので、検討していただきたいことにもなるかと思うんですが、不登校とこの虐待、実は分からないところ、水面下での関連性があるという話も耳に入っております。

まずは子供たちの立場と、あと保護者の方の立場、ここがすごく非常に難しいところでもありまして、子供たちの立場から、実は私、直接SNSとかそういう関連でご連絡をいただいたこともあるので、こういった場で特定はしませんけれどもお伝えさせていただきたいんですが、実際、家族とか、親御さんに話ができない悩みというんですか、そういったものがすごくあるということなんですね。そのあたりを今のこういうデジタル世代じゃないですけども、そういった時代の子たちは、現状で人と人との対面で話をするというのがすごく苦手意識を持っている子供たちも特に増えている時代でもございます。

そういった意味でも、今1人1台タブレットなども配付されていたりとか、そういう面でデジタル機器を有効活用する、今、いい手段の一つとして、ぜひ考えていただきたいと思うのが、子供たちの声を反映できるような窓口です。あと、今、人が対応しなくても、AIとかアプリとかそういったもので24時間対応できるような機能も、無料でいろんなシステムが今改善されております。

なので、大人の目線というのはもちろん重視されてしまうかと思うんですけども、実は

子供たちが抱えているということはすごくたくさんあって、それをうまく伝えられない、誰にも相談できない、そういった現状があるということもぜひ検討していただきながら、今後のデジタル機器の活用方法について、ぜひご検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） そうですね、そういういうことができればいいことだと思うんですけども、いろいろ学校教育に関してと、虐待等に関して、保護者の方等入ってくると、なかなか学校教育で保護者の方を抜かしてやり取りをすとか、そういう仕組み的なやり取り等するには、クリアしなきゃならないところがありますけれども、虐待等そういうことは、子ども家庭支援センターとかいろいろありますので、その声をIT端末を使って集約するような取組を考えていきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） まだご意見もあるようなので、ここで休憩といたします。

午後1時から再開いたします。

(午前11時45分)

---

○議長（奥山幸子君） 休憩を解いて再開いたします。

(午後 1時00分)

---

○議長（奥山幸子君） 報告第6号の続きとなります。

ご意見のある方。

3番。

○3番（山下則子君） 33ページの外部評価委員さんからの意見で、最後の「島言葉を知り、伝える」活動も10年以上経過して、島言葉を記録保存して後世に残していくことも必要であると書いてあるんですけども、これ記録して保存しているんじゃないかなったでしたっけと思ったんですけども。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） DVDに保存してありますし、去年から民話を各地域の方言で十数人の人に語ってもらって、それをユーチューブでアップしております。

それは、教育委員会のホームページから閲覧できるようになっております。

○議長（奥山幸子君） 3番。

○3番（山下則子君） それ、閲覧させていただきました。

なので、これはやっているんじゃないかなと思ったんですけども、やっぱりこういう意見もあったということですか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） この意見の趣旨は、言葉というのは移りゆくもので、島言葉を高校生とか子供に話させようとしてもなかなか難しいというところで、それよりも記憶することが大事だという趣旨です。

（山下議員「ああ、そういう意味ですね」の声あり）

○議長（奥山幸子君） いいですか、はい。

9番。

○9番（岩崎由美君） 8ページのところで、スクールカウンセラーの相談件数が小学校は542件ほど増えていると書いてあります。ちょっと私、前のやつを調べていないんですけども、542件増えるって相当増えていると思うんですね。これは、押しなべて1年生から6年生まで大体同じ件数なのか、あるいは低学年が多いとか、高学年が多いとか何か傾向とかありますか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 申し訳ございません。これは、年度末にスクールカウンセラーの実績報告書の数をそのまま転記していて、これは意味があるのかという指摘を教育委員会とそれから評価委員会からも受けております。

実際に数が増えているのは、全員相談とかそういうのもあって増えているところもあるんですけども、実際の重大な相談件数というのは増えていないところで、この表記の仕方は見直した方がいいというご指摘を受けておりますので、来年度以降ちょっと変えたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 変えるとしたらどんなふうに。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 相談までの流れをまずスクールカウンセラーが副校長に報告して、それが教育委員会に上がってきて、重大案件であれば子ども家庭支援センターとかそういうのにつないで会議を開く、会議の場があるんですね、そういうふうなことをしております。

ですから、この相談件数の何百件というのはあまたの相談件数で、スクールカウンセラーのカウンターの仕方によって違ってくるので、それでカウンターの仕方もこちらが指定しなかつ

たんですね。どういうのが相談件数に当たるのかというのを指定してないので、ちょっとそこは変えたいと思います。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） 傾向というか、ちゃんとどういうものをカウントする、それで比較していかないと定性的な比較はできないというのはあるので、その辺はしっかりしていただきたいと思うんですが、この中で発達障害についての相談が増えているというところがあって、今の重大なことではないことが多いとお話しされてましたけれども、これはやっぱりかつてにはあまりなかった相談案件ではないかなと思うんですけれども、それについてはどういった傾向があるか教えてください。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 特別支援学級というのが設けられまして、それで、自分のうちのお子さんとかどうなんだろうという、どちらの教室に通わせるべきかとか、そうでないかという相談が増えてきていまして、そういうことは支援委員会というのがありましてそこで判断してどちらの教室に通っていただくか、普通教室に通っていただくかというのは決定しております。

○議長（奥山幸子君） 9番。

○9番（岩崎由美君） ということは、そういう生徒さんが増える傾向にあるということなんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） そういう生徒さんが増えているところまではいってなくて、そういう支援体制ができたのでどうだろうかという相談が増えている状況でございます。

○議長（奥山幸子君） いいですか、はい。

ほかに。

10番。

○10番（金川孝幸君） 19ページ、公民館についてお尋ねします。

大賀郷公民館の利用が意外と多いなど見ているんですけれども、実は選挙の投票所が公民館から役場庁舎のほうに変わったっていう。その理由は、公民館に空調の施設がなくて、暑くて変わったんじゃないかと聞いているんですけれども、公民館への空調の設備の予定とかないんでしょうか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 大賀郷公民館については空調設備をつける予定はございません。

というのは、今後あそこの道路が拡張されるに当たって公民館の形がどのように変わっていくのか、例えば一部でも建て替えられるのかとかそういう問題も出てきますので、それから、そういうかからなければ老朽化というところで建て直しの際につけるという選択肢が最適かなというふうに考えております。

○議長（奥山幸子君） 10番。

○10番（金川孝幸君） いつになるか分からないんですけども、避難所としての機能も持っているとと思うんでぜひいいものに変えていただきたいと思います。

○議長（奥山幸子君） いいですか。

3番。

○3番（山下則子君） 今、道路拡張でとおっしゃられましたけれども、その道路拡張がどういふような形になるのかというのは全然まだ何も分かってないということですか。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 以前お話をいただいた、もう随分前になるんですけども、その段階ではバルコニーの部分がかかるのではないかとこのところで止まっております。ですから実際にどこまでかかって、その部分を壊すと躯体にどういう影響があるのかというのも考えなきゃいけないと、思わないところがございますけれども、今のところは張り出している部分、壊さなきゃいけないんじゃないのかというところで止まっております。

○議長（奥山幸子君） 3番さんいいですか、それで。

○3番（山下則子君） はい。

○議長（奥山幸子君） ほかにございますか。

9番。

○9番（岩崎由美君） 15ページの食育のところなんですけれども、コロナのこともあって、12.何パーセントから10.何パーセントになったというお話をさっきされてました。

去年の同じ報告のときに、これまでの自給率の数字も並記しておいてくださいと課長にお願いしたら、並記しますとおっしゃっていたんですけども、今回表示されてなかったもので、以前は重量で、今は金額で積算していると思うんですけども、はかり始めた時からの資料を添付しておいていただくと助かります。助かるというかいいなと思います。

○議長（奥山幸子君） 教育課長。

○教育課長（菊池 良君） 大変申し訳ございません。

これ、あくまでも報告書でございまして実際の決算認定というのは10月に行っていただきます。その資料として、つけるつもりでいたんですけれども。

(岩崎議員「分かりました。私の勘違いです。すみません」の声あり)

○議長（奥山幸子君） いいですか。

ほかにありますか。

(発言する者なし)

○議長（奥山幸子君） それでは、質疑はないようですので終結いたします。

以上で、日程第10、報告第6号 令和4年度八丈町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価についてを終わります。

---

#### ◎発議第2号の上程、説明、採決

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第11、発議第2号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則を上程いたします。

提出者、5番、沖山恵子さん、ご登壇願います。

(5番 沖山恵子君 登壇)

発議第2号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則。

地方自治法第112条及び会議規則第13条の規定により、上記議案を提出する。

令和4年9月5日。提出者、八丈町議会議員、沖山恵子。

賛成者、八丈町議会議員宮崎陽子、同浅沼隆章、同山下則子、同山本忠志、同菊池 良、同山下 巧、同岩崎由美、同金川孝幸、同小澤一美、同浅沼憲春。

八丈町議会議長、奥山幸子殿。

説明。

議案を提出するに当たっての賛成者及び修正の同義を議題にするに当たっての発議者の人数、並びに議会での情報端末機器の使用について改める必要があるため、本案を提出する。

八丈町議会会議規則の一部を改正する規則。

八丈町議会会議規則（平成2年八丈町議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第16条第1項中「2人」を「1人」に改める。

第102条中「つえ、かさ、写真機器及び録音機の類」を「杖及び傘の類」に改める。

第106条の次に次の1条を加える。

(情報端末機器の使用)

第106条の2 議員は、情報端末機器を議場内に持ち込み会議に活用することができる。

2 議員の情報端末機器の使用については、議長が別に定める。

3 前2項の規定は、町長その他関係執行機関の職員の情報端末機器の使用について準用する。

附則。

この規則は、次の一般選挙により選挙される議員の任期が始まる日から施行する。

○議長（奥山幸子君） 説明が終わりました。

本案については、提出者、賛成者が全員になっておりますので、採決に入ります。

本案の原案可決にご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第11、発議第2号 八丈町議会会議規則の一部を改正する規則は、原案どおり可決いたしました。

---

◎議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動について

○議長（奥山幸子君） 続いて、日程第12、議会運営委員会の閉会中の特定事件の調査活動についてを上程いたします。

本件は、お手元に配付のとおり、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、日程第12、議会運営委員会の特定事件の調査活動は閉会中も活動できるものと決定いたします。

---

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（奥山幸子君） 以上をもちまして、本定例会に付議された議案は全て終了いたしました。

よって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（奥山幸子君） ご異議ないものと認め、令和4年第三回八丈町議会定例会を閉会いたします。

（午後 1時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年9月6日

議 長 奥 山 幸 子

署 名 議 員 山 下 巧

署 名 議 員 岩 崎 由 美